



別海町社協だより

ふれあいネットワーク

2022年5月

ふれあい

No.139号

お知らせ

別海町社会福祉協議会は 移転いたしました

別海町社会福祉協議会は、令和4年4月1日より別海町生涯学習センター「みなくる」内に事務所を移転しました。

新施設への移転に伴い、これまで以上に町民の皆様と共に歩んでいける社協づくりに励んでまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

Contents

- 令和4年度事業並びに予算について
- 収集ボランティアお礼
- 社会福祉協議会会費のお礼と報告
- 新入職員紹介
- ボランティアポイント事業のご案内
- 寄付金報告
- べつかい安心サポートセンターだより



表紙の写真とコメントを
募集しております

写真に人物が写っている場合は、ご本人の承諾を得たうえで投稿してください。(投稿者名はペンネームやイニシャルでも構いません) 投稿いただける方は、社会福祉協議会事務局までご連絡ください。お待ちしております。

発行 社会福祉法人 別海町社会福祉協議会

〒086-0202 北海道野付郡別海町別海旭町149番地1
別海町生涯学習センター内

TEL 0153-75-2148 / FAX 0153-75-0457

ホームページURL: <https://shakyo-betsukai.com/>



社協だより「ふれあい」は赤い羽根共同募金の一部助成を受けて発行しています

令和4年度 事業方針

●基本理念

「互いにたすけあい安心して暮らせる町」

●住民参加による地域福祉活動の充実

新型コロナウイルス感染症予防を行いつつ、地域住民が連携し、地域での支えあいの一層の充実を目指すために、本会職員が地域に出向き、地域の実情把握、先駆的事例の提示、ニーズ・課題の解決に向けた取り組みを、互いに安心して暮らせる街の実現に向けて実施してまいります。

また、地域（こども）食堂の立ち上げ支援事業として地域住民と共に学習会やテスト運営を行い、別海町での地域（こども）食堂の運営形態を考え、地域住民の交流の場の充実を図ることで、誰もが自分らしく生きがいを持って住み慣れた街で暮らすことができるよう、関係機関と共同して取り組んでまいります。

●ボランティア活動の充実

地域では様々な分野で特技を生かしたボランティア活動が実践されていますが、ボランティアポイントの導入や研修会の開催、広報誌やホームページでの情報提供を行い、地域住民がボランティア活動に関心を持ち、子供から高齢者まですべての世代の方々が地域を支える担い手となるようにボランティア活動の推進に取り組めます。

●介護サービスの充実

利用される方が住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、新型コロナウイルス感染症予防を適切に行い、安定したサービスの提供を行うと共に、職場内研修やweb会議などを活用し職員の資質やスキルの向上を図り、関係機関と連携して支援に努めます。

●施設サービスの充実

本会が指定管理施設として経営するケアハウスみどり野では、入居者の自立性尊重を基本に、住みよい住環境並びにバランスのとれた食事の提供や、災害時や緊急時の対応など総合的なサービス提供を行います。

●社会福祉協議会組織運営の充実

本会のホームページや社協だよりを活用し、本会活動のPR、町内での様々な地域福祉活動への取り組みなどを町民の皆様に発信していきます。

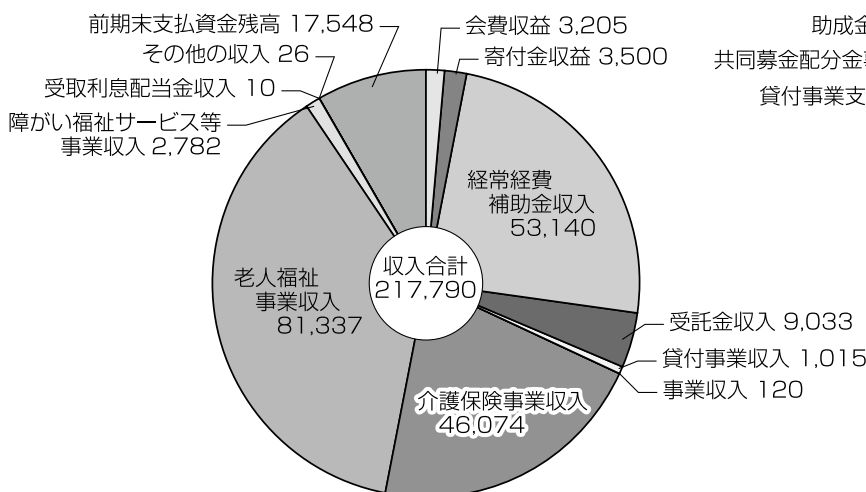
また、常に課題意識を持ち、事業の目的や意義を考え、行動できる職員の育成に努めます。

第6期地域福祉実践計画最終年度となる本年度は、関係機関と連携した地域福祉活動の実践とその振り返りを行い、第7期地域福祉実践計画策定に取り組んでまいります。

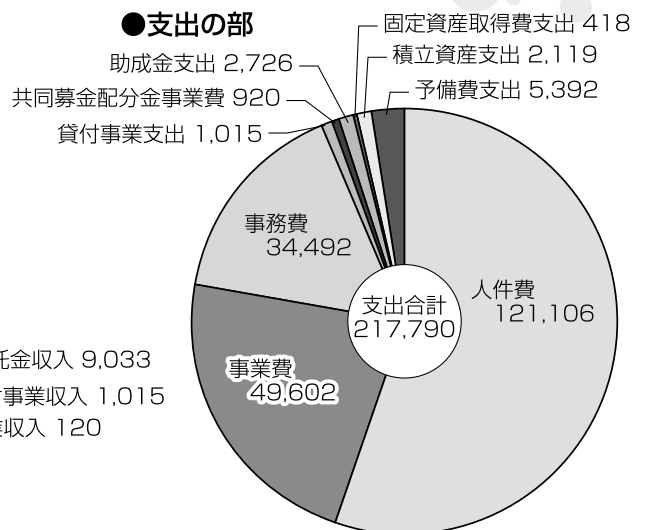
令和4年度 予算

(単位：千円)

●収入の部



●支出の部



令和4年度 事業計画

●法人運営

- ・広報活動の充実
- ・地域福祉推進のための安定的な財源の確保
- ・各種会議の開催と関係機関との連携を図ることでの組織運営の充実
- ・各種研修会などへ参加をすることでの役職員の資質向上
- ・業務体系の整備
- ・計画の進行管理と事業評価（第7期地域福祉実践計画の策定）

●社会福祉事業

- ・社会福祉大会開催等による町民の地域福祉に対する意識の高揚
- ・社協だより並びにホームページによる情報提供、発信
- ・福祉関係団体への活動支援及び運営協力
- ・多様な方法による住民ニーズの把握
- ・各種相談窓口の開設及び相談機能の充実
- ・生活支援体制整備事業の実施に向けた、住民同士の支えあい活動への取り組み
- ・小地域ネットワーク指定地区への活動支援及び研修による活動の充実
- ・福祉出前講座や介護職員初任者研修講座による地域福祉の向上
- ・地域（こども）食堂立上げ支援事業やふれあいフォトコンクールによる地域のつながり強化と地域福祉啓蒙
- ・高齢者福祉の充実
- ・行幸用テント貸出での地域活動支援
- ・地域歳末見舞金や児童生徒進学支援金の交付、また要援護者生活支援金支給による生活支援

●愛情銀行資金貸付事業

- ・対象者の困りごとなどを聞き取り、適切な資金貸付を行うことによる生活支援
- ・民生委員と連携し、生活支援並びに効果的な償還の指導を行う
- ・寄贈を受けた物品の貸出を行うことでの相互援助推進

●ボランティアセンター事業

- ・ボランティアセンターの推進
- ・ボランティア情報の収集と発信
- ・ボランティア登録とボランティアニーズの把握、斡旋
- ・ボランティア活動保険の加入促進
- ・ボランティア活動を実践する団体・学校への活動支援並びに活動費助成
- ・ボランティアの育成と発掘
- ・各種研修会、専門講座の開催
- ・収集ボランティア（リングブル、使用済み切手）の推進
- ・災害や防災に対する住民への啓蒙、並びに町民をはじめ、各関係機関や団体との連携
- ・ボランティアポイント導入によるボランティア活動への参加促進

●べつかい安心サポートセンター

- ・日常生活自立支援事業や、成年後見制度（法人後見）による権利擁護事業への取り組みと、研修会等による市民後見人の育成

●生活支援事業（町受託事業）

- ・外出支援サービスや配食サービスによる利用者の安定した生活の支援

●介護事業

- ・訪問介護事業所、介護予防日常生活支援総合事業所、居宅介護支援事業所、障害福祉サービス事業所、訪問入浴介護事業所の経営
- ・障害者地域生活支援事業（町受託事業）の実施
- ・介護職員の確保
- ・各サービスのニーズの調査及び把握
- ・研修等による従事者の資質向上

●ケアハウスみどり野経営

- ・指定管理者制度による施設の管理、経営
- ・入居者の自主性を尊重した住みよい住環境提供
- ・緊急時の対応と非常災害対策
- ・入居者の健康管理と保健衛生
- ・余暇活動と社会参加

収集ボランティア
活動にご協力いただき
ありがとうございます

別海町ボランティアセンターで取り組んでいる収集ボランティア活動に多くのご協力をいただきありがとうございます。

寄せられたリングブルは必要量に達したら福祉用具に交換し、社会福祉協議会にて必要としている方へ無償で貸出しています。また、使用済み切手は、医療協力会に寄付し、タングザニアでは約1年分の看護学校の教科書代に、インドネシアでは1カ月の助産師学校の授業料になっています。

リングブル

- 別海町役場様
- 瀬下陽翔様
- 別海町商工会女性部様
- 東公民館様
- 使用済み切手

- 上風連郵便局様
- 別海町商工会女性部様



別海町商工会
女性部の皆さん

令和3年度 社協会員会費のお礼と報告

みなさまからお寄せいただいた社協会費3,134,730円は、地域福祉活動の事業運営などの財源として大切に活用させていただきました。

■内訳

(令和4年3月31日現在)

会員の種別	世帯数(数)	合計(円)
一般会員	3,387戸	2,839,730
賛助会員	15企業(右記)	295,000

賛助会員一覧 ※敬称略

別海町内農協連絡協議会	別海町森林組合
別海漁業協同組合	雪印種苗(株)別海営業所
野付漁業協同組合	(有)菅野整備工場
大地みらい信用金庫別海支店	(株)オーレンス
雪印メグミルク(株)別海工場	アルファ商事(有)
森永乳業(株)別海工場	(株)小泉機械店
(株)ミノルカンパニー	(資)佐藤商店
北海道エネルギー(株)別海給油所	

■令和3年度 社協会費の使い道

項目(事業)	金額(円)	内容
運営費	2,343,530	地域福祉推進の活動など
企画・広報事業	118,000	ホームページの作成・広報の発行など
地域活動推進事業	211,000	小地域ネットワークなど
福祉団体助成事業	462,200	福祉団体の活動助成など

社協会員 って？

社協会員とは、社会福祉協議会の事業に賛同し、支えていただく個人や企業のみなさまのことです。別海町社会福祉協議会では「会員」のみなさまからいただいた会費や寄付を使うことで地域福祉活動に還元しています。

会員の加入は任意であり、強請するものではありませんが、暮らしやすい町づくりのため、より多くのみなさまのご理解ご協力をお願いいたします。

新入職員紹介

この4月から別海町社会福祉協議会に新入職員が入職しました。

これからよろしくお願いします。

高下 伶菜 主事
今年度より入職しました。

町民のみなさまのお役にたてるよう努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。



昨今の 新型コロナウイルス 感染症の状況下での 会費の収納について

新型コロナウイルス感染症の流行状況も、少しずつ落ち着きを見せてきておりますが、会費の収納をお願いしております各町内会、地区会の皆様には、感染予防を行っていただき、くれぐれも無理のないよう、ご協力いただければと考えております。

ご面倒をおかけすることと存じますが、皆様のご協力が地域福祉活動の維持、継続に必要不可欠ですので、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

ボランティアポイント事業が始まります!

☆ボランティアポイント事業とは?

町が行っている行政ポイント事業と連携し、別海町ボランティアセンターが指定する各種事業に参加、協力、及び個人ボランティア登録すると、「ボランティアポイント」がもらえ、別海町商工業振興協同組合(別海町商工会)が実施するCOW-COWポイントに交換できます。

■COW-COWポイントの特典

カードが満点になると...

- ☆お買い物→加盟店で500円の金券(買物券)として利用
- ☆イベント参加→組合や加盟店が企画する「満点カードイベント」に参加
- ☆預金他→大地みらい信金(別海・西春別支店)で500円の預金
組合窓口(商工会)では500円の現金に換金

■対象事業及び付与ポイント

(令和4年4月)

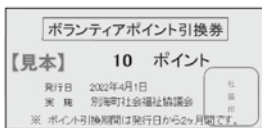
事業名	ポイント(1回あたり)	備考
野付半島ゴミ拾い×walking(旧:野付半島雑草除去)	10	参加者に付与
ボランティア研修会	10	//
各種ボランティア協力(収集ボランティア活動は除く)	10	協力者に付与
個人ボランティア登録(新規)	10	
個人ボランティア登録(更新)	5	年次更新

■ご利用の流れ

1. 対象事業に参加、協力、個人ボランティア登録

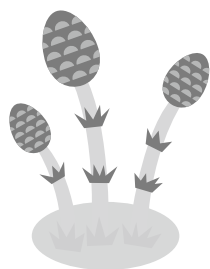
2. 引換券を受理

3. 加盟店でポイント交換(商店街の利用)



- 杉岡 洋吉(別海常盤町)
- 八田 節子(走古丹)
- 安達 浩司(尾岱沼潮見町)
- 原田 直樹(別海鶴舞町)
- 菅野 春男(上風連)
- 中田 典仁(札幌市)
- 瀬下 耕治(上風連)
- 小椋たち子(別海寿町)
- 小川 清志(西春別)
- 藤本 忠男(西春別)
- 砂越富貴江(大成)
- 南 勝也(別海寿町)
- 村上アサ子(別海緑町)
- 羽石キヨ子(中西別)
- 小林 清(別海緑町)
- 平井 一也(中春別)
- 大條マツイ(上春別)
- 平澤 勇一(中春別東町)
- 佐藤 節子(泉川)
- 鎌田多喜子(西春別駅前曙町)
- 佐藤 信吉(床丹)
- (株)アシスト(別海)
- 齊藤 明(大成)
- 寺嶋 政義(別海川上町)
- 西塚 義夫(泉川)
- 内田 三雄(西春別駅前寿町)
- 金子 利信(西春別駅前曙町)
- 宮坂 昭美(西春別駅前柏町)

- 木村 謙(泉川)
- 片野 静子(中春別)
- 千葉 芳江(別海常盤町)
- 内澤 彰市(別海宮舞町)
- 桐島タケヨ(別海)
- 氏家よし子(西春別駅前寿町)
- 浮川 優(美原)
- 山崎 裕(床丹)
- 大月 一子(別海寿町)
- 大野 順也(走古丹)
- 三宅たか子(別海旭町)
- 相馬 儀彰(別海旭町)
- 関矢 泰朗(床丹)
- 阪本 国治(別海)
- 佐藤 恵二(本別)
- 島田千枝子(西春別駅前寿町)
- 柳原 恵子(別海)



■ポイント交換店(加盟店)一覧

(令和4年4月)

別海地区

アルファ商事(有)・居酒屋 味將軍・カーサービスのイシダ・石戸谷洋品店・お米のさとう・小野タイヤ・(同)かじの新聞店・(有)菅野整備工場・斉藤善光社・佐々木写真館・すがわら時計店・(有)たかつ薬局・(有)たまや 武田商店・でんきのサトウ・丹羽ふとん店・(有)別海印刷・(株)丸一 藤商店・マルシン・(株)ミノルカンパニー・(有)村上デンキ・焼肉 食道園・理容プリンス・レディースの店 いしとや・(有)ロマン・Mow薬局・(株)松川薬局

西春別地区

小原商店・川口薬局西春別支店・別海まきばの湯 しまふくろう

尾岱沼地区・中春別地区

(株)尾岱沼石油・野付アポロ石油(株)・(有)野付石油商会・(株)大和屋商店

「寄付ありがとうございました」

令和3年12月1日〜令和4年3月31日

(敬称略)

べつかい安心サポートセンターだよ

社協が行う「成年後見制度」についてご紹介します。



成年後見ってどんな制度？

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方の、契約行為や手続きを後見人がお手伝いし、大切なお金や権利を守る制度です。

判断能力により補助・保佐・後見の区分があります。

後見人は、どんなことをお手伝いしてくれるの？

○定期的に訪問し、状況確認をします。

○福祉サービス、入院、施設入所等の手続きや契約のお手伝いをします。

○高価な物を買うときに相談のったり、誤って購入してしまったりしたとき、取消手続きをし

ます。

○やり繰りができない方の、お金の管理をいっしょに考え、支払いのお手伝いをします。

○相続した家やお金をどうするか、決められない場合、必要に応じて支援します。

後見人等ができないこと

食事、掃除、介護、送迎、日用品の買物、頻回な訪問等

(※後見人は必要なサービスの契約をお手伝いします)

相談はどこに行けばいいの？

社会福祉協議会のほか、地域包括支援センター、相談支援専門員、役場介護支援課などでも相談を受けてくれます。

ご本人の気持ちに寄り添い、支援関係者が連携し、適切かどうかを判断します。

※必要に応じて専門家（法テラス、司法書士等）に繋ぐこともします。

利用までの手続きとは？

親族（または居住地の町長など）

が必要な書類等を準備し、家庭裁判所に後見等開始の審判を申立て、成年後見人を選任するのが「法定後見制度」です。

将来に備え、自ら選んだ代理人に代理権を与える契約を結んでおく「任意後見制度」もあります。

利用手続きが大変そう

社会福祉協議会（べつかい安心サポートセンター）では相談、申立て等の手続きのお手伝いのほか、法人後見業務（受任）も行っています。

途中で利用をやめられるの？

判断力が回復した場合（医師の診断書で認められたとき）を除き、途中でやめることができます。利用する前によく相談することが大事です。

利用にはお金がかかるの？

利用のためには、家庭裁判所に書類を出す「申立て」に若干の手数料がかかります。

また、成年後見人が決まった後、その業務に対し報酬を支払います。報酬額は、家庭裁判所が決めます。（所得が少ない方には町の助成制度があります。）

もし後見人とうまくいかなかったら？

がまんをしないで、社協や役場専門窓口にご相談します。いっしょに考えてくれます。

成年後見制度以外の

権利擁護事業もあります

日常生活自立支援事業

お金のやり繰りができない、通帳や書類をよく失くす…。

こんな不安があっても、契約能力があれば、本人と契約し、福祉サービス利用手続きや生活費の管理をお手伝いするサービスが利用できます。

※診断書、手帳の有無不問

○利用料は、1回（1時間程度）1,200円と、生活支援員の交通費実費がかかります。

※生活保護世帯は無料

■制度に関する相談問合せ

気軽にご相談ください。面談は事前予約をお願いします。

社協ホームページでもご覧ください。

電話0153-751-2148
(社協)